

添付文書 1 :

「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記あり）	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記なし）
<p>第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 ……</p> <p>(4) 案件の事由 案件の事由の部分では、復審又は無効宣告請求の提出、範囲、理由、証拠、受理、及び書類の提出、転送、審査の過程と主な係争事項などを時間順に記述しなければならない。この部分の内容は客観的で真実なものとし、案件の中の関連の記載と一致し、案件の審査過程及び主な係争事項を正確かつ概括的に反映していなければならない。</p> <p>……</p> <p>(5) 決定の理由 ……</p>	<p>第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 ……</p> <p>(4) 案件の事由 案件の事由の部分では、復審又は無効宣告請求の提出、範囲、理由、証拠、受理、及び書類の提出、転送、審査の過程と主な係争事項などを時間順に記述し、又は審査の決定に必要な重要事項を帰納方式により簡潔に記載しなければならないことができる。この部分の内容は客観的で真実なものとし、案件の中の関連の記載と一致し、案件の審査過程及び主な係争事項を正確かつ概括的に反映していなければならない。</p> <p>……</p>	<p>第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 ……</p> <p>(4) 案件の事由 案件の事由の部分では、復審又は無効宣告請求の提出、範囲、理由、証拠、受理、及び書類の提出、転送、審査の過程と主な係争事項などを時間順に記述し、又は審査の決定に必要な重要事項を帰納方式により簡潔に記載することができる。この部分の内容は客観的で真実なものとし、案件の中の関連の記載と一致し、案件の審査過程及び主な係争事項を正確かつ概括的に反映していなければならない。</p> <p>……</p> <p>(5) 決定の理由</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>意匠に係わる審査決定については必要に応じ、文字により該意匠の主な内容を客観的に描写しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>(5) 決定の理由</p> <p>……</p> <p>意匠に係わる審査決定については必要に応じ、文字により該意匠の主な内容を客観的に描写しなければならない。<u>必要に応じ、図又は写真を補助的に用いても良い。</u></p> <p>……</p>	<p>……</p> <p>意匠に係わる審査決定については必要に応じ、文字により該意匠の主な内容を客観的に描写しなければならない。必要に応じ、図又は写真を補助的に用いても良い。</p> <p>……</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>4.4 審査の方式</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.4 審査の方式</p> <p><u>無効宣告手続においては、専利副審委員会は案件の具体的状況に基づき、口頭審理、書類審理又は口頭審理と書類審理の結合した方式により審査を行うことができる。</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.4 審査の方式</p> <p>無効宣告手続においては、専利副審委員会は案件の具体的状況に基づき、口頭審理、書類審理又は口頭審理と書類審理の結合した方式により審査を行うことができる。</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>4.4.1 書類の転送</p> <p>専利復審委員会は、案件審査上の必要に応じ関連の書類を該当の当事者に転送する。回答期限の指定が必要な場合は、回答期限を1ヶ月に指定する。期限が満了になっても当事者が回答しない場合には、当事者が転送された書類で関わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.4.1 書類の転送</p> <p>専利復審委員会は、案件審査上の必要に応じ関連の書類を該当の当事者に転送する。回答期限の指定が必要な場合は、<u>当該回答期限を通常は1ヶ月に指定する。状況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。</u>期限が満了になっても当事者が回答しない場合には、</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.4.1 書類の転送</p> <p>専利復審委員会は、案件審査上の必要に応じ関連の書類を該当の当事者に転送する。回答期限の指定が必要な場合は、当該回答期限を通常は1ヶ月に指定する。状況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。期限が満了になっても当事者が回答しない場合には、</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>反対意見を提出していないものと見なす。</p>	<p>当事者が転送された書類で係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。</p>	<p>当事者が転送された書類で係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。</p>
<p>第四部分第三章 4.4.3 無効宣告請求審査通知書</p> <p>無効宣告手続において以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、専利復審委員会は当事者双方に対して、無効宣告請求審査通知書を発行することができる。</p> <p>(1) 当事者が主張した事実又は提出した証拠は、不明瞭或いは疑問がある。</p> <p>(2) 専利権者がその権利要求書について自発補正を提出しているが、補正で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない。</p> <p>(3) 職権に基づいて、当事者が言及していない理由又は証拠を引用する必要がある。</p> <p>(4) 無効宣告請求審査通知書を発行する必要があるその他の状況。</p> <p>審査通知書の内容の対象者である該当の当事者は、当該通知書を受け取った日から起算する1ヶ月以内に回答しなければならない。期限が</p>	<p>第四部分第三章 4.4.3 無効宣告請求審査通知書</p> <p>無効宣告手続において以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、専利復審委員会は当事者双方に対して、無効宣告請求審査通知書を発行することができる。</p> <p>(1) 当事者が主張した事実又は提出した証拠は、不明瞭或いは疑問がある。</p> <p>(2) 専利権者がその権利要求書について自発補正を提出しているが、補正で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない。</p> <p>(3) 職権に基づいて、当事者が言及していない理由又は証拠を引用する必要がある。</p> <p>(4) 無効宣告請求審査通知書を発行する必要があるその他の状況。</p> <p>審査通知書の内容の対象者である該当の当事者は、当該通知書を受け取った日から起算する1ヶ月指定する期限以内に回答しなければなら</p>	<p>第四部分第三章 4.4.3 無効宣告請求審査通知書</p> <p>無効宣告手続において以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、専利復審委員会は当事者双方に対して、無効宣告請求審査通知書を発行することができる。</p> <p>(1) 当事者が主張した事実又は提出した証拠は、不明瞭或いは疑問がある。</p> <p>(2) 専利権者がその権利要求書について自発補正を提出しているが、補正で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない。</p> <p>(3) 職権に基づいて、当事者が言及していない理由又は証拠を引用する必要がある。</p> <p>(4) 無効宣告請求審査通知書を発行する必要があるその他の状況。</p> <p>審査通知書の内容の対象者である該当の当事者は、指定する期限以内に回答しなければならない。当該指定期限を通常は1ヶ月であり、状</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>満了になっても回答しない場合には、当事者が転送された書類に係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。</p>	<p>ない。<u>当該指定期限を通常は1ヶ月であり、状況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。</u>期限が満了になっても回答しない場合には、当事者が転送された書類に係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。</p>	<p>況が比較的単純な場合は、より短い期限を示すこともできる。期限が満了になっても回答しない場合には、当事者が転送された書類に係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。</p>
<p>第四部分第三章 4.4.4 審査方式の選択 無効宣告手続においては状況に応じ、以下に挙げる方式を用いて審査する。 (1) 専利復審委員会が無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利権者は口頭審理の実行を要求しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が充分であり、その専利権の全部無効宣告の請求理由が成立していると判断した場合、専利権の全部無効を宣告する旨の審査決定を直接に行うことができる。そのような場合、請求人による無効宣告請求の範囲は専利権の一部無効の宣告であるなら、専利復審委員会は当該範囲について専利権の一部無効を宣告する旨</p>	<p>第四部分第三章 4.4.4 審査方式の選択 無効宣告手続においては状況に応じ、以下に挙げる方式を用いて審査する。 —(1) 専利復審委員会が無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利権者は口頭審理の実行を要求しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が充分であり、その専利権の全部無効宣告の請求理由が成立していると判断した場合、専利権の全部無効を宣告する旨の審査決定を直接に行うことができる。そのような場合、請求人による無効宣告請求の範囲は専利権の一部無効の宣告であるなら、専利復審委員会は当該範囲について専利権の一部無効を宣告する旨</p>	<p>第四部分第三章 4.4.4 なし</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>の審査決定を直接に行うこともできる。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を直接に行われた審査決定とともに請求人に送付する。</p> <p>(2) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利復審委員会は、請求人による無効宣告請求の範囲の部分が成立していると判断し、専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定を行う可能性がある場合、専利復審委員会は口頭審理通知書を発行し、口頭審理で案件を結審しなければならない。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を口頭審理通知書とともに請求人に送付するものとする。</p> <p>(3) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送し、専利権者は指定された回答期限以内に回答しており、専利復審委員会は請求人が提出した意見陳述の理由が充分であり、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利</p> <p>復審委員会は、案件の状況に応じ、書類転送</p>	<p>の審査決定を直接に行うこともできる。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を直接に行われた審査決定とともに請求人に送付する。</p> <p>(2) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利復審委員会は、請求人による無効宣告請求の範囲の部分が成立していると判断し、専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定を行う可能性がある場合、専利復審委員会は口頭審理通知書を発行し、口頭審理で案件を結審しなければならない。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を口頭審理通知書とともに請求人に送付するものとする。</p> <p>(3) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送し、専利権者は指定された回答期限以内に回答しており、専利復審委員会は請求人が提出した意見陳述の理由が充分であり、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利</p> <p>復審委員会は、案件の状況に応じ、書類転送</p>	
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>通知書又は無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは書類転送通知書を添付した口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。</p> <p>(4) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しているが、専利権者は指定された回答期限以内に回答しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が不十分であり、専利権の無効宣告請求の理由が成立しないと判断し、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利復審委員会は、案件の状況に応じ、無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。</p> <p>口頭審理通知書を発行した後に、当事者側の原因により期日どおりに口頭審理を行うことができなかつた場合、専利復審委員会は直接に審査決定を行うことができる。</p>	<p>通知書又は無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは書類転送通知書を添付した口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。</p> <p>—(4) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しているが、専利権者は指定された回答期限以内に回答しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が不十分であり、専利権の無効宣告請求の理由が成立しないと判断し、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利復審委員会は、案件の状況に応じ、無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。</p> <p>口頭審理通知書を発行した後に、当事者側の原因により期日どおりに口頭審理を行うことができなかつた場合、専利復審委員会は直接に審査決定を行うことができる。</p>	
<p>第四部第三章 5. 無効宣告請求審査決定の類型</p>	<p>第四部第三章 5. 無効宣告請求審査決定の類型</p>	<p>第四部第三章 5. 無効宣告請求審査決定の類型</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>……</p> <p>無効宣告手続において、ある発明又は実用新案の専利の一部の請求項を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の請求項（併合する方法で補正された請求項を含む）を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、前述の無効宣告理由が成立している一部の請求項の無効を宣告し、その他の請求項の有効性を維持しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>……</p> <p>無効宣告手続において、ある発明又は実用新案の専利の一部の請求項を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の請求項（併合する方法で補正された請求項を含む）を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、前述の無効宣告理由が成立している一部の請求項の無効を宣告し、その他の請求項の有効性を維持しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>……</p> <p>無効宣告手続において、ある発明又は実用新案の専利の一部の請求項を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の請求項を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、前述の無効宣告理由が成立している一部の請求項の無効を宣告し、その他の請求項の有効性を維持しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>第四部第四章</p> <p>2. 口頭審理の確定</p> <p>無効宣告手続において、関連当事者は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>無効宣告手続の当事者は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる</p>	<p>第四部第四章</p> <p>2. 口頭審理の確定</p> <p><u>口頭審理には、オフライン審理、オンライン審理及びオフラインとオンライン審理が結合した方式などが含まれる。</u></p> <p>無効宣告手続において、関連当事者は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>無効宣告手続の当事者は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる</p>	<p>第四部第四章</p> <p>2. 口頭審理の確定</p> <p>口頭審理には、オフライン審理、オンライン審理及びオフラインとオンライン審理が結合した方式などが含まれる。</p> <p>無効宣告手続において、関連当事者は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>無効宣告手続の当事者は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>る。</p> <p>(1) 片方の当事者が、相手方との対面による反対尋問や弁論を要求している。</p> <p>(2) 合議体と対面で事実を説明する必要がある。</p> <p>(3) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>(4) 証言を行った証人に、出廷証言させる必要がある。</p> <p>口頭審理がまだ行われていない無効宣告案件について、専利復審委員会で審査決定が行なわれる前に、当事者が前述の理由を根拠に提出した書面による口頭審理請求を受けた場合には、合議体は口頭審理の実施に同意しなければならない。</p> <p>復審手続において、復審請求人は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。</p> <p>(1) 合議体と対面で事実説明又は理由陳述を</p>	<p>る。</p> <p>(1) 片方の当事者が、相手方との<u>対面口頭</u>による反対尋問や弁論を要求している。</p> <p>(2) 合議体と<u>対面口頭</u>で事実を説明する必要がある。</p> <p>(3) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>(4) 証言を行った証人に、出廷証言させる必要がある。</p> <p>口頭審理がまだ行われていない無効宣告案件について、専利復審委員会で審査決定が行なわれる前に、当事者が前述の理由を根拠に提出した書面による口頭審理請求を受けた場合には、合議体は<u>口頭審理の実施</u>に同意しなければならない。<u>ただし、合議体が口頭審理を行う必要は全くないと認める場合を除く。</u></p> <p>復審手続において、復審請求人は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 片方の当事者が、相手方との口頭による反対尋問や弁論を要求している。</p> <p>(2) 合議体と口頭で事実を説明する必要がある。</p> <p>(3) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>(4) 証言を行った証人に、出廷証言させる必要がある。</p> <p>口頭審理がまだ行われていない無効宣告案件について、専利復審委員会で審査決定が行なわれる前に、当事者が前述の理由を根拠に提出した書面による口頭審理請求を受けた場合には、合議体は同意しなければならない。ただし、合議体が口頭審理を行う必要は全くないと認める場合を除く。</p> <p>復審手続において、復審請求人は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。</p> <p>復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>する必要がある。</p> <p>(2) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。</p> <p>……</p>	<p>(1) 合議体と対面<u>口頭</u>で事実説明又は理由陳述をする必要がある。</p> <p>(2) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。</p> <p>……</p>	<p>(1) 合議体と口頭で事実説明又は理由陳述をする必要がある。</p> <p>(2) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。</p> <p>復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。</p> <p>……</p>
<p>第四部第五章</p> <p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>一般消費者が、係争意匠と引留意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引留意匠が実質的同一なものとなる。</p> <p>(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では感じられないほど局部上の軽微な差異だけがある。例えば、ブラインドの意匠でルーバーの具体的な枚数が違うだけなど。</p> <p>……</p>	<p>第四部第五章</p> <p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>一般消費者が、係争意匠と引留意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引留意匠が実質的同一なものとなる。</p> <p>(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では<u>容易</u>に感じられないほどの局部上の軽微な差異だけがある。例えば、ブラインドの意匠でルーバーの具体的な枚数が違うだけなど。</p> <p>……</p>	<p>第四部第五章</p> <p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>一般消費者が、係争意匠と引留意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引留意匠が実質的同一なものとなる。</p> <p>(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では容易に感じられないほどの局部上の軽微な差異だけがある。例えば、ブラインドの意匠でルーバーの具体的な枚数が違うだけなど。</p> <p>……</p>
<p>第四部第五章</p>	<p>第四部第五章</p>	<p>第四部第五章</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>5.2.4 全体観察・総合判断</p> <p>比較する際に、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。全体観察・総合判断とは、意匠の一部或いは局部から判断の結論を出さずに、係争意匠と引例意匠の全体から判断することをいう。</p>	<p>5.2.4 全体観察・総合判断</p> <p>比較する際に、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。全体観察・総合判断とは、<u>意匠の一部或いは局部から判断の結論を出さずに、係争意匠と引例意匠の全体から判断することをいう。一般消費者の判断を主体として係争意匠と引例意匠を全体観察し、両者の同一点と相違点を確定し、全体の視覚効果に対するその影響を判断し、総合的に結論を導くことを言う。</u></p>	<p>5.2.4 全体観察・総合判断</p> <p>比較する際に、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。全体観察・総合判断とは、一般消費者の判断を主体として係争意匠と引例意匠を全体観察し、両者の同一点と相違点を確定し、全体の視覚効果に対するその影響を判断し、総合的に結論を導くことを言う。</p>
<p>第四部第五章</p> <p>6. 専利法第 23 条 2 項に基づく審査</p> <p>専利法第 23 条 2 項の規定によると、専利権を付与する意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があるべきである。係争意匠が現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違がないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。</p> <p>(1) 係争意匠は、種別の同一又は類似な製品の現有設計と比べて、明らかな相違がない。</p> <p>(2) 係争意匠は現有設計の転用により成されるものであり、両者の設計的特徴が同一である</p>	<p>第四部第五章</p> <p>6. 専利法第 23 条 2 項に基づく審査</p> <p>専利法第 23 条 2 項の規定によると、専利権を付与する意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があるべきである。<u>判断の際は、係争意匠を 1 つの現有設計と単独で対比することができ、係争意匠を 2 つ以上の現有設計の特徴の組み合わせと対比することもできる。</u>係争意匠が現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違がないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。</p> <p>(1) 係争意匠は、種別の同一又は類似な製品</p>	<p>第四部第五章</p> <p>6. 専利法第 23 条 2 項に基づく審査</p> <p>専利法第 23 条 2 項の規定によると、専利権を付与する意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があるべきである。判断の際は、係争意匠を 1 つの現有設計と単独で対比することができ、係争意匠を 2 つ以上の現有設計の特徴の組み合わせと対比することもできる。係争意匠が現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違がないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。</p> <p>(1) 係争意匠は、種別の同一又は類似な製品</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>か、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>(3) 係争意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該現有設計が係争意匠の相応した設計の部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>現有設計の転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。</p> <p>注意すべきことは、前述の転用及び/又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。</p> <p>現有設計の特徴とは、例えば、現有設計の形状、図案、色彩要素又はその結合のような、現有設計における一部の設計要素又はその結合、又は全体の意匠製品における部品の設計などのような、現有設計のある構成部の設計を言う。</p>	<p>の現有設計と比べて、明らかな相違がない。</p> <p>(2) 係争意匠は現有設計の転用により成されるものであり、両者の設計的特徴が同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>(3) 係争意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該現有設計が係争意匠の相応した設計の部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>現有設計の転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。</p> <p>注意すべきことは、前述の転用及び/又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。</p> <p>現有設計の特徴とは、例えば、現有設計の形状、図案、色彩要素又はその結合のような、現有設計における一部の設計要素又はその結合、</p>	<p>の現有設計と比べて、明らかな相違がない。</p> <p>(2) 係争意匠は現有設計の転用により成されるものであり、両者の設計的特徴が同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>(3) 係争意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該現有設計が係争意匠の相応した設計の部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。</p> <p>現有設計の転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。</p> <p>注意すべきことは、前述の転用及び/又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。</p> <p>現有設計の特徴とは、例えば、現有設計の形状、図案、色彩要素又はその結合のような、現有設計における一部の設計要素又はその結合、</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p>又は全体の意匠製品における部品の設計などのような、現有設計のある構成部の設計を言う。</p> <p><u>組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる設計であり、相対的に独立した視覚効果があるべきである。随意に区別される点、線及び面は、組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴に属さない。</u></p>	<p>又は全体の意匠製品における部品の設計などのような、現有設計のある構成部の設計を言う。</p> <p>組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる設計であり、相対的に独立した視覚効果があるべきである。随意に区別される点、線及び面は、組み合わせに用いることのできる現有設計の特徴に属さない。</p>
--	--	---

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html